

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○小平委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

まず、普天間基地問題について質問いたします。前原大臣は、当委員会でのあいさつの中で、普天間飛行場の移設については、五月末の日米合意を踏まえて取り組むと同時に、沖縄の負担軽減にも全力を挙げて取り組んでまいりますと述べられました。

就任当初の九月の会見で大臣はこう言われました。普天間移設について、少なくとも県外、できれば国外ということを示しながら、結果として辺野古への移設になったことについて、おわびと説明をし、沖縄県民の理解を得ていかなければならない、こう言われたと思うんです。

もう十月も末になりまして、沖縄では県知事選挙間近ということでありませうけれども、そこで大臣に、現時点で改めて伺いたいんですが、辺野古

へ移設するというこの日米合意について、沖縄県民の理解を得ることが本当に可能かどうかというふうにお考えでしょうか。いかがですか。

○前原国務大臣 笠井委員にお答えをいたします。

今、選挙のときの公約を挙げて私の発言に言及をされました。それはそのとおりであります。ただ、私は二つの意味でおわびをしなきゃいけないということを示しております。

一つは、一九七二年に沖縄が日本に返還をされて以降、沖縄に過度の基地負担を日本全体がやはり押しつけてきたということに対するおわびと、そして、今回の民主党が政権交代をした総選挙において、当時の鳩山代表が、少なくとも県外、できれば国外ということをおっしゃっているながら、結果的には五月二十八日の日米合意というものに、辺野古に戻ってきたということについて、二つの意味での真摯なおわびをしなくてはいけないと思っております。

そういう意味では、沖縄の皆さんの怒りというものについては、私はまだまだ大きなものがあるという認識をしておりますけれども、今回のパッケージを進めていけば、トータルとして沖縄の負担軽減に必ずつながる、私はそういう確信を持っておりますので、それをしっかりと説明することによりまして、粘り強く説明をし、おわびを申し上げながら、御理解を得られるように努力をしていきたい、このように考えております。

○笠井委員 トータルとしてと言われましたが、なかなか大変だなと私は思うんです。

五月の日米合意というのは、普天間基地を辺野

古に移設する、いわゆる県内移設であります。これに対して、沖縄県民の総意というのは明確に出されている。幾次の選挙、いろいろなことがありました。普天間基地の閉鎖、撤去、県内移設反対でありまして、私は、そういう点でいうと、五月の日米合意の実行が不可能であることはもう明らかになっているというふうに思います。

普天間基地問題の原点は、市街地のご真ん中にある危険なままの基地は即時に閉鎖し、撤去するしかないということでありまして、移設条件を前提にしたのでは解決しないというのが十五年間の教訓ではないか。大臣も、そのことはそうだなと思いつつも、いろいろなことをおっしゃっているんだらうというふうに思います。

そこで、もう一つの側面でございますと、今、名古屋でCOP20が行われて、生物多様性条約の締約国会議、私も昨日参加してまいりまして、森林保全と気候変動に関する閣僚級会合の出席者の皆さんとも懇談する機会がありました。

我が国でも生態系破壊は深刻でありまして、とりわけ、昨日会場でもNGOの皆さんがシンポジウムをやっていました。絶滅危惧種のジュゴンのおすみかとか、あるいは豊かな藻場を破壊する辺野古の海への米軍基地建設計画は、この生物多様性条約の視点からも許されるものではないということだと思っております。

このCOP20の議長国、開催国として、こういうところに基地をつくるということでは責任が果たせるのか、足元が問われるんじゃないかと思うんですが、大臣、この点、端的にいかがでしょう

か。

○前原国務大臣 委員御指摘のように、辺野古でどのようなものにしていくのかということは、今後日米間で、沖縄の御意見も承りながら決めていくことにはなるかと思えますけれども、COP10の議長国の名に恥じないように、生物多様性の保全という面をしっかりと認識して取り組むべき課題である、このように認識をしております。

○笠井委員 議長国に恥じないと言われましても、あそこにつくるということになりますと、どのような形になるかということですが、私は、生物多様性を保全していくという点では矛盾すると。

大臣自身がさきの国連総会の生物多様性ハイレベル会合で演説されて、生物多様性の損失によって地球、人類が危機的な状況にある中で、その原因である人間の生活、活動を自然と共生した形に変えていくことが急務です、日本はその先頭に立って実施していくことを約束しますと国際公約されたわけで、辺野古の海を埋め立てるのか、それとも、新基地計画を白紙撤回して生物多様性の保全、継承に本気で取り組むのか、菅政権の有言実行といえ、この点でも鋭く問われているということをおし上げておきたいと思えます。

そこで、大臣は先ほど沖縄の負担軽減ということとで全力を挙げる、そしてトータルとしてということをおっしゃいました。しかし、それと逆行する事態が普天間基地をめぐっても起こっている。私は、さきの予算委員会でも、オスプレーの配備の問題で、新たな配備や施設設計画が現実であることをただしましたが、北澤大臣、政府の側は、まだ

決まっていないんだ、先の話だということでありましたけれども、現に、負担という問題では普天間基地をめぐって進行形の事態があると思うんです。

それが米軍嘉手納基地の改修工事に伴うダイバート、目的地変更、目的地外着陸とも言われますが、そういう訓練で普天間基地を使い出したという問題だと思えます。米軍が九月の二十一日に、このダイバートの訓練をやるということで連絡してきた。公表してから、翌二十二日にF15が実際に訓練をやる。そして、それから一カ月余りがたちましたけれども、大臣は沖縄大使の樽井大使を通じて、地元からの要請もさまざま聞かれていますと思うんですが、普天間基地周辺の住民には、こうした訓練、ダイバートと称してやられたことに端を発して、どんな影響が出て、どんな声が上がっているというふうに承知されているでしょうか。

○前原国務大臣 嘉手納の滑走路の修復のために、一本ずつ行うということで、計十八カ月かかるといふふうに報告を受けておりますけれども、それに伴うダイバートが行われているということはよく承知しております。

まず申し上げたいのは、これはあくまでも一時的なものであって、恒常的なものではないということ。もう一つは、大変大きな騒音被害というものに住民の方々が悩まれて、苦情が寄せられているということについては認識をしております。

いずれにしても、平成八年に合意をされた普天間飛行場の騒音規制措置、これを遵守するように

改めてアメリカに申し入れたところでございますし、この合意を遵守してもらおうように、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○笠井委員 一時的と言われましたが、少なくとも十八カ月間は続くということになります。

そして、地元から大きな苦情ということですが、これも私もいろいろ聞きました。通り一遍の話じゃなくて、赤ちゃんやんが怖がって泣いてお昼寝もできない、あるいは、心臓が悪くて自宅療養のために自宅で休んでいるけれども、騒音がひっきりなしで命にかかわる問題だ、まるで戦場で、昼はプロペラ機、ヘリコプターの騒音で苦しめられて、夜はジェット機の騒音、たまらないということで、地元である宜野湾市の基地被害一〇番にも相次いで悲鳴の声が上がっている。

それで、宜野湾市の調査によりますと、普天間周辺の上大謝名という地区ですけれども、九月二十二日から十月二十六日までの一カ月間に、戦闘機の飛来と見られる百デシベルを超える騒音が四十七回も観測された。電車通過時の高架下に相当する騒音だということで、実施前の九月一日から二十一日までの三回から大幅に増加している。中には、百二十三・六デシベルということで、ジェットエンジンのすぐそばに相当するという過去五年間で最大の騒音を測定したときもある。九月二十二日のF15のダイバート訓練実施以降、明らかに戦闘機の飛来がふえて騒音が激増したと。

大臣は、アメリカ側にも申し入れてきたと言われましたが、実際、これは減っているどころか、どんどんやっているわけですね。こういう実態は、

そうだとお認めになりますか。

○前原国務大臣 私は、申し入れをしたというのは、平成八年に合意された騒音規制措置を遵守するようにということをお願いしたわけでございます。

いずれにしても、騒音の被害が続いているということは十分承知をしておりますし、近く安住防衛副大臣が現地に行つて、その騒音被害の実態をみずからの耳で聞き、そしてそれを受けて現場の米軍に対してしっかりと申し入れを行うということとを計画しているところでございまして、その点についてはできる限りの努力を政府全体として行っていきたくて考えております。

○笠井委員 かつてのことをちゃんと遵守してとおっしゃいましたが、遵守して、騒音が減らないといけないわけで、実際なくなっていないかなきゃいけないわけで、そうならない。緊急時に限り実施とか、周辺住民への影響を最小限にするように働きかけるというように総理も本会議で答弁をされましたが、そういうことを言っているだけでは通用しないというか、全然とまらないという事態が起こっているわけでありませう。

だから、宜野湾市の伊波市長が抗議声明を上げる、そして那覇市議会や沖縄県議会でも全会一致で決議、意見書を可決しているわけでありまして、安住副大臣が現地に行つて実際体験されてきちつと物を言うとおっしゃったのは、大いにやっただけだ、政府として、やはりこのダイバート実施について、米政府に対して、沖縄県民の実態はこうだ、負担軽減どころじゃな

いじゃないかということについて、例えば大臣自身も、今夕か今夜になりますか、ハワイへ行かれてクリントン米国防務長官と会談もされるという段取りと伺っていますけれども、こういう問題についてもきちつと、やはり外務大臣が直接、こういう実態は困る、やめてもらいたいというぐらいいつしやる必要があるんじゃないでしょうか。

○前原国務大臣 こういった問題は、現地の米軍の責任者にしっかりと物を言うのは大事だと思っております。

今度、在日米軍の総司令官がかわりました。今度、フィールド中將という人になったわけでありませうけれども、そのことについては、この間は表敬で来られたのでお話をしておりますけれども、私からもしっかりとフィールドという司令官に話をしたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、安住防衛副大臣が沖縄に行つて、実態を見聞きした上で、現地の責任者に対してしっかりと申し入れを行うということでございますので、いろいろなチャネルで申し入れを行い続けていきたい、そしてこの騒音の低減が実のある形になるように努力をしていきたい、このように考えております。

○笠井委員 現地ということで、そのレベルで当然必要なことはやってもらわなきゃいけないと思ふんですが、もともと、大きな枠組みでいうと、日米間での合意ということに基づいてどうするかという問題が懸案事項になっている中で起こっていることでありまして、そういう点では、やはり直接、首脳レベルあるいは外務大臣レベルでもそういうことをやるべきだと私は思ふんです。

宜野湾市は、政府、米軍への抗議、要請の中で、普天間飛行場は住宅地域に隣接をし、米軍の安全基準であるクリアゾーンや日本の航空法も適用されない危険な運用が行われていること、七月二十九日の福岡高裁の普天間爆音訴訟の控訴判決で世界一危険な飛行場として認定したことなどを示して、ダイバートとして普天間基地を使用することを一切禁止するように求めております。

沖縄県議会の意見書では、ダイバートについて、米軍の恣意的かつなし崩しの基地運用のあり方を示唆するものにほかならず、県民は到底納得できない、こう批判しているわけです。

だから、一時的にと先ほど大臣はおっしゃったけれども、少なくとも十八カ月間継続のが、そうじゃなくて、今回のことをきっかけに、なし崩しにずっと恒久化するんじゃないかというのが現地の批判であり、危惧なわけです。

ですから、大臣は、沖縄の負担軽減にも全力を挙げて取り組むとおっしゃるのであれば、それに逆行している、騒音の軽減ということにとどまらず、ダイバートと称して普天間基地を使って激増する戦闘機訓練そのものをやはり中止すべきだと断固言うべきだ、そこまでやるべきだと私は思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○前原国務大臣 アメリカ側からは、この補修期間に限ったものである、もちろん悪天候時なんかは今までもダイバートが行われてきたケースはあるわけでありませうけれども、あくまでも嘉手納飛行場の滑走路の修復の期間だけである、こういう報告を受けております。

沖繩の負担軽減というものはトータルとしてやっつけていかなくてはいけません。一方で、日本の安全保障、あるいはこの地域全体の安定のための公共財としての米軍のプレゼンスというものは必要だと私は考えておりますので、そういう意味では、約束事である騒音規制措置を遵守されるよう、しっかりと求めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 沖繩県民は、安保のためとか公共財という名のもとに負担を押しつけられてきた、このこと自体に、根本的に、根源的に怒りを持っているわけですから、その点はしっかりと受けとめてもらわなきゃいけないと思います。

そういう点でいいますと、沖繩市の新聞の社説を見ますと、「爆音をまき散らす「良き隣人」」。それを容認する日本政府。これでは日米両政府による「沖繩いじめ」だ。」まさにそういう声が上がっております。「街の真ん中で戦闘機を地上すれすれに飛ばす訓練を実施することはできないはずだ。この行為は非人道的と断じざるを得ない。」最近の琉球新報の社説でも、ダイバートと称してF15が発着している、「米軍が勝手放題に運用する可能性があることを政府が知らないはずがない。見て見ぬふりをするのは、県民の生命を軽んじる不作為の罪と言っているだろう。」と。

私、ここまできつく言っていることは本当に深刻に政府が受けとめない、沖繩問題解決と言われて、全然そんなことになっていないということ、を申し上げたいと思うんです。

なぜ、宜野湾市民、沖繩県民が米軍の強行に強く抗議しているか。やはり普天間基地の恐怖を目

の当たりにしたのが、二〇〇四年八月十三日に起きたあのヘリの墜落事故でありました。住宅地上空を飛行する米軍の飛行の恐怖と訓練の恐怖とを、身をもって危険性を体験しているのが宜野湾市民でありまして、あのような被害の体験を二度と繰り返させてはならない、世界一危険な基地は無条件撤去しかない、こういう声が上がっている。その思いをしっかりと受けとめて行動することこそ、普天間問題の原点じゃないかと思うんですけれども、大臣、その点はどうかお考えになりますか。

○前原国務大臣 私、あのヘリが墜落をした後に沖繩国際大学の現場に行って、まあ不幸中の幸いで、人的被害がよくなかったものだと思います。改めて普天間飛行場の返還、危険の除去というものをやっつけていかなくてはいけないということを感じました。

そもそも自社政権のときでありましたけれども、沖繩の最も要望が強かったのが三事案、十四事案だっただけですが、そのトップに来ていたのが普天間飛行場の返還でございます。私も、当時さきがけでございますけれども、取り組んできた経緯がございますし、いまだにその危険が除去されていないということについては地元の方にも大変申しわけない気持ちでございます。

何かこのプロセスを早くに動かささせていただいて、普天間飛行場の返還というものにつなげていきたい、そしてトータルでの沖繩の負担軽減というものにつなげていきたいと考えております。

○笠井委員 あの墜落事故に抗議する市民大会の大会決議文というのを最近改めて私は読みました

が、こうありました。

一九九六年のS.A.C.O最終報告による普天間飛行場の返還合意の原点は、危険きわまりない欠陥飛行場を取り除き、県民の基地負担の軽減を図ることであつたはずである。今回のヘリ墜落事故は、その原点が改めて問われるものである。日米両政府には今こそヘリ基地としての運用を直ちに中止させ、普天間基地の早期返還を実現すること、このことを求めております。

私は、今、政府に求められているのは、普天間基地の新たな施設建設を許すことでもなく、ダイバートと称して実施する米軍の訓練を認めることでもない。一刻も早く危険な基地の運用を停止し、閉鎖して、無条件撤去を実現するために、アメリカと本腰を入れて交渉することだということを強く申し上げておきたいと思っております。

残った時間、もう一つ質問したいのは、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算の見直しをめぐる日米協議に関するであります。

現行の在日米軍駐留経費負担の特別協定の期限が来年切れることになっておりますけれども、それに伴って日米の協議が続いていると思うんですけれども、現在どういう段階にありますか。

○前原国務大臣 この在日米軍駐留経費負担というものは、在日米軍の駐留に必要な経費を実際に負担するという意味で、在日米軍の円滑かつ効果的な運用の維持に不可欠なものだと思っておりますが、同時に、我が国の厳しい財政状況というものを考えたときに、納税者が納得し得る内容とすべく、一層の効率性、透明性を高めていくという

ことが必要だと考えております。

今まさに日米間の事務当局で、日本側の問題意識もぶつけないながら議論をしているところでございます。

○笠井委員 米側の方からは、協議の中で増額を要求しているということも報じられたりしておりますが、それは事実でしょうか。事実とすれば、どういう要求が出てきているのか。また、この問題をめぐって事務レベルでというお話がありました。クリントン長官と今度話し合うテーマになっているでしょうか。

○前原国務大臣 中身につきましては、今まさに議論をしている最中ですので、お答えは差し控えさせていただきます。と思います。

クリントン長官とは、このことについては話をいたします。日本側の中身の要求というものについてはしっかりと伝えていきたいと思っておりますし、同時に、このホスト・ネーション・サポートというものが日米同盟関係の運用に極めて有効的に役立つというところについての確認をお互いしたいと考えております。

○笠井委員 交渉中、協議中だから言えないと。言えるときにはもう合意して決まってるからだというところについては、さんざん民主党も野党時代追及されてきたことだと思うので、そこは今ののではなかなか見えてこないと思うんですけれども。

では、伺いますけれども、今回の駐留経費の見直しの中で、日本側の負担額のふえる、減るという話と同時に、五月二十八日の日米合意に基づいて新たな構成要素が盛り込まれようとしていると

いう点があると思うんです。

具体的に言いますと、緑の同盟の日米協力というところで、米側が環境対策を新たに提案して、そういうものを取り入れたりして、かなり詰めた段階まで来ている、こういうふうには北澤防衛大臣が十月二十二日の記者会見でそこまで認められております。環境対策を新たに提案して、そういうものを取り入れたりするということで、かなり詰めた段階まで来ていると。

そこで、伺いますが、米側は環境対策費としてどのような要求、提案をしてきているんでしょうか。

○前原国務大臣 繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、今まさに議論をしている最中でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。と思います。

○笠井委員 そう言われると思って、先ほど、出てきたときには決まっているとさんざん批判したでしょうということを申し上げたんですが。

では、伺いますが、同じ答えになるんでしょうか、この環境対策費については、提供設備整備費の中に新たに設けて、数年間にわたり数十億円の規模を想定している、そして米軍基地内の家族住宅や隊舎に適用して、太陽光発電装置のほかに断熱材の改修等も検討されていると言われているんですが、実際にそういう検討がされているんでしょうか。

○前原国務大臣 同じ答弁になってまことに恐縮でございますが、今まさに議論をしている最中でございますので、答弁は控えさせていただきます。

と思います。

○笠井委員 五月二十八日の日米合意を見ますと、再生可能エネルギーの技術を導入する方法の検討ということ、日本国内及びグアムにおいて整備中の米国の基地というふうなことにされております。これはどういう意味で書かれて合意したんでしょうか。合意に至る経過があったと思えますし、合意に書かれていますので、その中身について説明してください。

○前原国務大臣 いずれにいたしましても、五月二十八日の日米合意というものを踏まえて、これからお互い努力をしていくことになるわけでありまして、その一つの大きな出発点になっているのが普天飛行場の返還でございます。辺野古に移す、そして海兵隊の司令部要員八千名というものをグアムに移す、軍人軍属を入れると一万七千人になるわけでございますけれども、移す。こういうようなことが一連動き出して具体的に詰まってく問題でございますので、その段階でまた、詳しく詰まった段階でお答えをさせていただきます。と思います。

○笠井委員 いや、私が伺ったのは、五月二十八日の合意で書かれていることの意味はどういうことか説明してくださいと言ったんです。

再生可能エネルギーの技術を導入する方法の検討については、日本国内及びグアムにおいて整備中の米国の基地とされているわけですが、日本国内ということというのと米軍の基地、これは全体にかかわるのか、グアムにおける整備中というのは例のあそこの件なのか、そこについて再生

可能エネルギーの技術を導入するということでは、どんなようなことを念頭に置いて合意したのか。具体的な検討を今やっているということですが、その合意した時点の話を書いてあるんです。

○前原国務大臣 合意した時点では、一般論として再生可能エネルギーということで合意をしております。実際にそういった施設をつくるということになると、それがどういう再生可能エネルギーなのかということについては、具体的なその段階に入ったときに詰めていくことになるかと思いません。

○笠井委員 今度の目玉ということで緑の同盟ということを大きく打ち出したということ、オバマ大統領はそう言われて、そしてまた日米合意の中にも入って、そして北澤大臣もかなり詰めた段階まで来ているということで、向こうから新たな提案もあつたという話ですよね。

これは、もう具体的に決まったところでぼんと出て、では承認してくださいという話になるんですか。さんざんそういう問題を前回の特別協定のときにも議論を、野党として、ある意味共通する部分と一緒に言ってきた点ですよ。出てきてみたら大変だったということになるんじゃないですか。

例えば、いわゆる思いやり予算で二〇一〇年度までに建設された家族住宅というのは、今一万一千三百八十三戸、隊舎が二百三十一施設、それから管理棟が百八十九施設ありますが、日本国内の米軍の基地施設といえはこういうところが該当すると思うんですが、これらの既存の施設及びグア

ムに整備中のものまで日本側の負担で環境対策をやる、エコ対策でそういう設備をやるとなると、かなり膨大な額になりますよね。単年度どれぐらいになるかわかりませんが、長期的になつていったら相当な額になる、出てきてみたらそんな大変なことになるということはないと言えますか。

○前原国務大臣 再三同じ答弁になつて恐縮でございますが、今まさに詰めている最中でございますので、答弁は差し控えさせていただきますか。

○笠井委員 環境対策一般は大事なことです、これは私は米側の負担でやるのが筋だと思うんです。新たな項目を入れて、思いやり予算の問題をさらに、ふえるのか、減らすのか、なくすのかという議論をしているときにやるということになりますから、重大な問題だ。米側が今改定をしようとしている特別協定に環境対策費を盛り込むことを要求してきているとされていますけれども、やはり私は、この問題では今度の外相会談でもきっぱりだめだよということを言うべきだと思います。

特別協定で負担する経費というのは、日米地位協定の原則に基づいて、本来、米側が負担すべきものであります。これを日本政府はこれまで、地位協定の二十四条の例外規定だ、特例的、暫定的、限定的だと繰り返しながら、改定のために負担範囲を追加、拡大、やってきたわけです。

さんざんこれまでありますから、それを今度、新たに環境対策費、緑の同盟ということで、日本側の負担ということであって、

んでもないことになる。そういうことについてはどう思いますか、大臣。

○前原国務大臣 これは委員も資料をお持ちだと思いますけれども、この在日米軍駐留経費というものについては、ピークが平成十一年でございまして、二十二年度はそのピーク時に比べると三一・八%減つているということで減額をされてきているわけでありまして、そういう意味では、先ほどおっしゃったようにどんどんふやしているということではないということです。

いずれにいたしましても、中身については今、日米当局間で議論をしているところでございます。○笠井委員 もう時間が来ましたので終わりますが、米軍再編の経費を含めると、全体はどんどんふえているわけです。

私、額の問題と同時に、新たな項目を加えることについてはちゃんとノーと言わなきゃだめだ、それだけでなくも財政危機のもとで、そもそも安保条約上も地位協定上も義務でない米軍への思いやり予算ですから、そのものを廃止すべきだということを重ねて申し上げて、質問を終わります。